

○茂原市契約に関する暴力団対策措置要綱

平成27年 1月26日茂原市告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する売買、賃借、請負その他契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行の確保に資するため、本市契約から暴力団の介入を排除するために必要な措置について、茂原市暴力団排除条例（平成24年茂原市条例第1号）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 有資格業者 本市契約に係る競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (4) 茂原市建設工事等指名業者選定審査会 茂原市建設工事等指名業者選定審査会規程（昭和47年茂原市規程第8号）に定める審査会をいう。

(管轄警察署への照会)

第3条 市長は、警察署以外の機関等から有資格業者又は本市と契約を締結し、若しくはしようとする者（以下「有資格業者等」という。）が、別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったとき、その他必要と認めるときは、茂原警察署と締結した協定に基づき、当該有資格業者等が措置要件に該当するか否かについて照会するものとする。

(指名除外)

第4条 市長は、前条の規定による照会の結果、有資格業者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、茂原市建設工事等指名業者選定審査会の審議に付した上で別表に掲げる期間、当該有資格業者に対し指名除外を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による指名除外に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」という。）について、当該有資格業者と同一期間指名除外を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定により指名除外を行ったときは、当該有資格業者（共同企業体及び官公需適格組合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の一般競争入札の参加資格の取消し、入札の指名の取消し又は落札決定の取消しをするものとする。

4 第1項及び第2項の規定により指名除外された者は、指名除外の期間中、本市契約に係る競争入札に参加することはできないものとする。

5 市長は、指名除外を受けた有資格業者について、別表に掲げる期間を経過した後、再度茂原警察署へ照会を行い、改善されたと認められたときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

（指名除外の通知）

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により指名除外を行ったときは、別記第1号様式により当該有資格業者に、別記第2号様式により各所属長にそれぞれ通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該有資格業者に対する通知を省略することができる。

2 市長は、前条第5項の規定により指名除外の解除を行ったときは、別記第3号様式により当該有資格業者に、別記第4号様式により各所属長にそれぞれ通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 市長は、次の各号に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

- (1) 第4条第1項の規定による指名除外の期間中の有資格業者
- (2) 有資格業者以外の者で措置要件に該当するもの
- (3) 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

（下請負の禁止）

第7条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部又は一部を下請（二次下請等も含む。）し、又は受託することを承認してはならない。

（契約の解除）

第8条 市長は、受注者（受注者が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 措置要件に該当する者であるとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入その他の契約にあたり、その相手方が措置要

件に該当する者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められたとき。

- (3) 前号に該当する場合のほか、発注者から措置要件に該当する者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入その他の契約の解除を求められたにも関わらず、これに従わなかったとき。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求の際の措置)

第9条 市長は、本市契約の受注業者又は下請業者が、暴力団又は暴力団員等による工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた際は、報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。この場合において、市長は、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、本市契約の受注業者の下請業者が、暴力団又は暴力団員等による工事妨害又は不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(関係機関への協力要請)

第10条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、茂原警察署その他の関係機関に積極的な協力を要請するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(茂原市建設工事等暴力団対策措置要綱の廃止)

- 2 茂原市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年茂原市告示第56号）は、廃止する。

別表（第3条、第4条）

措置要件	期間
1 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であるとき	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 法人等の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を	当該認定をした日から2

<p>図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき</p>	<p>か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき</p>	<p>当該認定をした日から2か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p>	<p>当該認定をした日から2か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員等又は1から4までに該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき</p>	<p>当該認定をした日から2か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>